

平成18年度

くぬぎ山地区自然再生協議会の開催にあたって

くぬぎ山地区自然再生事業の基本的な考え方について

『自然再生推進法』では、第2条で自然再生を、「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的」とすると謳い、その取り組むべき対象として、『自然再生基本方針』で ① 良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての保全、② 自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然を取り戻す行為としての再生、③ 大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての創出、④ 再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての維持管理の四つを示している。

くぬぎ山地区では、そのうち保全、再生、維持管理の三つに取り組むべき対象とする必要がある。特に、くぬぎ山地区では、産業廃棄物焼却施設によるダイオキシン等の汚染への安全確保が、自然再生事業を推進する契機となったことから、再生、つまり産業廃棄物焼却施設等の移転誘導を積極的に進めて、良好な平地林を再生することは不可欠な事業であるし、この再生なくして、くぬぎ山地区の自然再生事業とはいえない。そして、この「改変施設の移転誘導等を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する」ことは、『自然再生推進法』第8条にもとづいて設置されたくぬぎ山地区自然再生協議会が策定した「くぬぎ山地区自然再生全体構想」（平成17年3月）の目標3に明確に定められている。

そこで、くぬぎ山地区の自然再生事業では、保全とともに、再生への取り組みが最重要な課題であることを、改めて確認しておきたい。その点で、くぬぎ山地区内にある産業廃棄物処理業者が処理施設を新たに拡張する計画については、この自然再生事業に逆行するものといわざるをえない。

くぬぎ山地区自然再生協議会の当面の取り組むべき課題について

1. 「管理放棄され、荒れた平地林を再生するための管理活動」を行うにあたって、くぬぎ山地区の植生管理区域の区分（ゾーニング）を定める必要がある。この植生管理区域の区分にもとづいて、それぞれの植生管理計画を策定し、その管理計画のもとに管理活動を行わないと、くぬぎ山地区の自然再生事業は実効性をもたない。
2. 自然再生事業では、自然環境に関する事前の十分な調査とともに、「事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施する」必要性を指摘している。県が示した「くぬぎ山自然再生事業の進め方について」では、このモニタリングの考え方が全く欠けている。

平成18年度のくぬぎ山地区自然再生協議会では、1と2を作業を行うための委員会を設置する必要がある。